

様式第6号(第8条第2項関係)

下水道工事店継続指定申請書

年 月 日

盛岡市上下水道事業管理者 様

申請者

郵便番号 020-0013

住所又は所在地 盛岡市愛宕町6番8号

氏名又は名称 盛岡水道(株)

及び代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

電話番号 019-623-1411

FAX番号 019-623-1410

メールアドレス suidou@city.morioka.iwate.jp

令和5年3月31日で有効期間が満了する盛岡市指定下水道工事店の指定について、引き続いて指定を受けたいので、盛岡市下水道条例(以下「条例」という。)第7条の2第2項の規定により申請します。

事業所	所在地	盛岡市愛宕町6番8号
	名称 (屋号)	盛岡水道(株) 固定電話 019-623-1411 (社長) 携帯電話 090-8765-4321
添付書類	1 条例第7条の3第1項第5号ア及びイに該当しないことを誓約する書類(法人にあっては、役員全員の同号のア及びイに該当しないことを誓約する書類) 2 専属する排水設備工事責任技術者の名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類の写し 3 岩手県内のいずれかの市町村において水道法第16条の2第1項の指定を受けていることを証する書類の写し(盛岡市においてこの指定を受けている場合を除く。) 4 その他、盛岡市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める書類 ※附則 ・条例第7条の2第2項…有効期間の満了後も引き続いて指定を受けようとする者は、書類を添付して管理者に申請しなければならない。 ・条例第7条の3第1項第5号ア…心身の故障により排水設備等の工事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの ・盛岡市下水道条例施行規程第8条の2…条例第7条の3第1項第5号アの管理者が定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。 ・条例第7条の3第1項第5号イ…破産手続開始決定を受けて復権を得ない者	